

生産性向上・業務効率化のため

I T 導入に係る費用を助成します

Digital Transformation

助成率 2 / 3
最大 50 万円

(活用例)

生産管理システムの導入 / 会計ソフト・電子請求書発行システムの導入 / R P A の導入
勤怠・労務管理システムの導入 / チャットボットの導入 など※ いずれも生産性向上・業務効率化を目的とした事業が対象となります。
申請をご検討の方は、申請前に必ず相談・受付窓口へご相談ください。

【区内企業に対する D X ・ I T 化への支援策】

学 習

D X 実践ゼミ

経営者・実務担当者を対象
に D X の理解や知識を深め
自社の D X 推進計画を策定
できる人材を育成する研修

相 談

D X 促進・伴走支援事業

D X の専門知識を有するア
ドバイザーが『伴走支援』
で導入をサポート

資 金

D X 支援資金融資

区の D X 支援事業を活用し
て取り組む事業者を対象に
必要な経費を融資する制度デジタル技術活用促進助成金
(D X 導入)生産性向上や新たなビジネス
創出のための、デジタル技術
導入の経費の一部を助成デジタル技術活用促進助成金
(I T 導入)

【本助成事業】

※ 各事業の詳細は
区 H P をご覧ください。

江戸川区 D X 支援制度

検索

お問い合わせ・
相談・受付窓口

江戸川区産業経済部経営支援課相談係（江戸川区役所東棟 1 階 2 番窓口）

電話：03(5662)0525 ファクシミリ：03(5662)4896

デジタル技術活用促進助成事業（ＩＴ導入）

助成対象者	(1) 区内中小企業者等（注1）又は 中小企業者等（注1）で構成された中小企業グループ（注2） （注1）区内に本社を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者等（詳しくはホームページをご覧ください。） （注2）グループによる申請の場合、次の要件すべてを満たすものが対象となります。 ①（注1）の規定に該当する中小企業者の中から代表企業を設定し、代表企業はグループを代表して申請書及び実績報告書を提出し、助成金を請求及び受領すること。 ② グループ構成企業の2／3が区内中小企業者等で構成されていること。 ③ 構成するすべての中小企業者が、後述の(2)～(4)の要件を満たしていること。 ④ 代表企業は共同実施する助成事業の中核として運営・管理する責任を負うこと。 ⑤ 代表企業及びグループ構成企業は助成事業の主旨、募集要項を確認の上、代表企業を中心に協力的に本助成事業を推進していくこと ⑥ 代表企業はグループ構成企業と助成事業の実施に係る役割、費用分担、持ち分及び瑕疵への対処方法等を定めた契約を結び、申請時に提出すること。 ⑦ 代表企業が、事業経費の負担割合等を考慮した一定以上の成果物に対する権利を有すること。 ※申請時に契約書等書面に確認させていただきます。また、グループ内でトラブルが生じた際、区はその責めを負いません。 (2) 前年度の法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと。 ※ 個人事業者の場合は、住民税及び個人事業税を完納し、開業届の写し、又は直近の確定申告書の写しが必要です。 (3) 東京信用保証協会の保証対象業種若しくは農林水産業を営んでおり、公序良俗に反する活動を行うものではないこと。 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等を営む事業者でないこと。 (5) 申請事業に係る国、東京都（公益財団法人東京都中小企業振興公社を含む。）又は江戸川区における他の補助等を受けていないこと。	
助成対象事業	<u>バックオフィスの生産性向上又は業務効率化を目的としたＩＴ（ソフトウェア、クラウドサービス、システムなど）の導入</u>	
助成対象経費	ＩＴ導入費	ソフトウェア、クラウドサービス、システムなどの導入及びそれに伴う初期設定、カスタマイズに要する費用 ※ 令和7年度分が対象となります。
	クラウド使用料	インターネット又はネットワークを介して情報を蓄積するサーバーの利用料等 ※ 令和7年度分が対象となります。
	デジタル技術習得経費	導入したデジタル技術を習得する際に要する費用（講習費用、教材費等）
注意事項	(1) 以下の内容については、助成対象経費となりません。 ア 文書作成に関するソフトウェア（Word、Excel、PowerPoint など） イ 既に導入済みのソフトウェアなどに係る経費 ウ ソフトウェアなどのバージョンアップ エ 自社で構築したソフトウェアなどに係る経費 オ 本助成金申請の資料作成等に係る事務的経費 カ 本事業に直接関係のない経費 キ 間接経費（消費税、振込手数料、光熱水費、印紙税等） ク その他区長が助成対象経費と認めないもの (2) 助成金の交付は年度内に1回のみとします。	
助成金額	助成対象経費の3分の2以内／限度額50万円	